

令和3年9月30日

教職員各位

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る感染リスクを低減するための
取り組みについて

8月20日から京都府に発令されていた緊急事態宣言が、本日24時をもって解除となる。この間、京都府では600人を超える新規感染者が発生した日もあったが、本学では各位が適切な取り組みをしていただいたこともあり、大学・附属病院全体の業務を継続させることが出来たことに感謝申し上げます。

しかしながら、海外では行動制限緩和後に急激なリバウンドが起きていること、本学においてもワクチン接種後あるいは感染経路不明の感染が散見されること、さらにはこれから感染が流行しやすいとされる冬場に向かい「第6波」の襲来も懸念されることから引き続き下記の取り組みを徹底願いたい。

記

1 会食等について

- 8月19日通知で「会食は家族や普段一緒にいる人のみ」と通知したところであるが、それ以外の人との会食も可とする。ただし、京都府のガイドライン（きょうとマナー）を踏まえ、4人以下での会食とし、時間も2時間以内とすること。また、会食する者同士が感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- その他会食等に係る注意事項は8月19日通知と同様とする。

2 外出及び国内での移動について

- 感染状況に応じ、府内でも外出や移動は自粛するとともに、感染が拡大している地域との移動は自粛すること。また、外出する場合にも、家族や普段行動をともにしている人と少人数で行動し、混雑している場所や時間は避けること。
- 旅行・出張などの都道府県間の移動にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底すること。なお、感染が拡大している地域との移動は自粛すること。

3 職場への出勤について

- 引き続き8月19日通知の内容を推進すること。

4 その他

- ワクチンを2回接種した者も、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（075-251-5080）に電話すること。

問い合わせ先
事務局総務課給与厚生係
075-251-5110